

# 認定基準薬局制度運営規程

## 目次

1. 日本薬剤師会制定「都道府県薬剤師会認定基準薬局」制度実施要綱.....	1
2. 「都道府県薬剤師会認定基準薬局」認定基準.....	5
3. 基準薬局制度運営協議会規程.....	7
4. (社) 岐阜県薬剤師会認定基準薬局制度運営規程.....	9
別紙様式 1 「岐阜県薬剤師会認定基準薬局」認定申込書.....	12
別紙様式 2 「認定基準確認表」.....	13
別紙様式 3 「岐阜県薬剤師会認定基準薬局」認定書 ※参考資料.....	16
別紙様式 4 「岐阜県薬剤師会認定基準薬局」認定更新届.....	17
別紙様式 5 「岐阜県薬剤師会認定基準薬局」認定辞退届.....	18
別紙様式 6 「岐阜県薬剤師会認定基準薬局」認定変更届.....	19
5. 基準薬局制度の見直しに関する Q&A.....	20
別表 (一般用医薬品薬効リスト).....	22

# 日本薬剤師会制定「都道府県薬剤師会認定基準薬局」 制度実施要綱

平成2年3月8日理事会制定  
平成9年1月17日理事会全面改定  
平成19年1月17日理事会全面改定

## 1. 制度の趣旨

我が国は他国に類をみない速度で、急速に高齢化社会に向かっている。65歳以上の人口比率は1970年は7.1%であったが、2000年には17.4%となり、2020年には27.8%、2050年には35.7%になると予想されている。これに伴い疾病構造は変化し、それに対する医療は質的転換をせまられている。着実に増大する医療ニーズと、それに伴う医療費の財政負担が膨大する中で、病院や診療所等の役割分担が見直されており、薬局の役割や、一般用医薬品の役割も問われ直されている。

日本薬剤師会（以下「本会」という。）は、こうした医療変革の中で、薬局が時代の要請と地域住民のニーズに応えるためには、薬学的基盤に立った、より質の高い薬局像を打ち立てることが不可欠と考えている。

本会が、「都道府県薬剤師会認定基準薬局」（以下「基準薬局」という。）制度を創設した趣旨は、このような諸般の状況を踏まえ、薬局の持つ総合的機能を、より有機的・関連的に作動させ、地域医療の中で、「基準薬局」が中核となって、ニーズに合った質の高い薬局・薬局薬剤師の活動を実践・拡大させようとするものである。

なお、ここでいう薬局の総合的機能とは、調剤、医薬品販売、薬局製剤・医療機器・介護用品・衛生関連用品・医薬部外品等の取扱い、及びこれらに関する情報の収集と提供を行う機能をいう。

## 2. 制度の沿革

平成9年1月、基準薬局制度の発足後約6年を経て、基準薬局制度の実施要綱の全面改定を行った。その理由は、その間、①第二次医療法の改正（平成4年7月・薬剤師を医療の担い手として明記）、②薬局業務運営ガイドラインの通知（平成5年4月）、③在宅患者訪問薬剤管理指導料の新設（平成6年8月）、④保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則の改正（平成8年4月施行）、⑤薬事法・薬剤師法の改正（平成9年4月施行・薬局開設者等に対する情報提供努力義務、薬剤師に対する調剤薬に関する情報提供義務）など、薬局・薬剤師を巡る環境は大きく変化したことによるものである。

## 3. 実施要綱の改定（平成19年1月）について

基準薬局制度の実施要綱の全面改定から10年が経過し、その間、薬局・薬剤師を巡っては、①第三次医療法の改正（平成9年12月・医療計画において医薬分業に関する項目を必要的記載事項に明記）、②医薬品から医薬部外品への移行（平成11年3月、平成16年7月）、③介護保険制度の開始（平成12年4月）、④処方せん医薬品の新設（平成17年4月施行）、⑤医療機器の安全対策の強化（平成17年4月施行）、⑥後発医薬品使用促進のための処方せん様式の変更（平成18年4月）、⑦薬学教育6年制の開始（平成18年4月）、⑧第五次医療法の改正（平成18年6月・薬局を医療提供施設として位置付け）、⑨医薬品販売制度の見直し（平成18年6月薬事法改正・3年以内に施行）など大きな環境変化があり、平成19年4月からは薬局機能情報公表

制度の実施、薬局における安全管理体制や医薬品に係る情報提供・相談体制の整備の義務化、患者の居宅における一部調剤行為の容認の施行が控えている。

本会ではこうした状況に鑑み、認定基準等の見直しについて引き続き検討を行い、平成19年1月、基準薬局制度の実施要綱を再度全面改定するに至った。今回の改定では、認定基準の内容を、平成18年6月の改正医療法、改正薬事法及び改正薬剤師法を踏まえたものにするるとともに、旧認定基準のうち法令等で定める項目については、当然遵守すべきものとして、原則、認定基準から削除した。(旧認定基準より削除した項目は別添のとおり。)

また、本制度を「地域住民に選ばれる薬局の自主基準」として位置づけるため、「基準薬局の理念」を新たに設けた。

#### 4. 基準薬局の理念

- (1) 基準薬局は、調剤、医薬品の供給その他薬事衛生等を通じて、国民に対し良質かつ適切なサービスを提供する医療提供施設である。
- (2) 基準薬局は、すべての医薬品の供給拠点としての責任を果たし、地域連携の下、地域の保健・医療・福祉に貢献する薬局である。
- (3) 基準薬局は、薬局の模範となるものである。

#### 5. 「基準薬局」認定基準

「基準薬局」は別紙1に定める「基準薬局」認定基準を遵守しなければならない。

#### 6. 「基準薬局」の認定

- (1) 都道府県薬剤師会（以下「都道府県薬」という。）は会員が開設者又は管理薬剤師となっている薬局の中から、別紙1の「基準薬局」の基準を満たし、かつ自主的に認定を希望する薬局に対して、「基準薬局」として、これを認定するものとする。
- (2) 「基準薬局」の認定は、次に行うものとする。
  - ① 「基準薬局」の認定を受けようとする薬局は別紙様式1の申込書に別紙様式2の認定基準確認表を添えて所属の都道府県薬会長に提出する。
  - ② 都道府県薬会長は、適合と認めた時は別紙様式3により「基準薬局」認定証を交付し、「基準薬局」名簿に登録する。

#### 7. 「基準薬局」の標示等

「基準薬局」は本会が定める「基準薬局」の標識を掲示すること。

#### 8. 「基準薬局」からの調査報告書

- (1) 都道府県薬会長は、必要に応じ「基準薬局」に対し、特定事項について調査報告を求めることができるものとする。
- (2) 都道府県薬会長は「基準薬局」からの調査報告について、日薬会長の求めに応じ適宜報告するとともに、必要と認めた事項に関しても報告するものとする。

#### 9. 「基準薬局」の認定取り消し等

- (1) 「基準薬局」が次のいずれかに該当する場合は、「基準薬局」の認定は失効したものとみなすものとする。

- ①「基準薬局」の開設者、あるいは管理薬剤師が本会会員でなくなり、かつ、速やかにその是正措置がとられなかった場合
  - ②「基準薬局」が「基準薬局」の認定後、別紙様式5により認定の辞退を申し出た場合
- (2)「基準薬局」の認定は、原則3年ごとに別紙様式4により都道府県薬剤師会長に更新の届出を行わなければ、その期間の経過によりその効力を失う。
- (3)都道府県薬会長は次のいずれかに該当すると認められる場合には、「基準薬局」の認定を取り消すことができる。
- ①「基準薬局」認定申込書(別紙様式1)及び認定基準確認表(別紙様式2)に虚偽の記載があった場合
  - ②「基準薬局」認定基準に適合しないと認められる場合
  - ③薬事関係法規及び関係行政通知、薬剤師綱領、薬剤師倫理規定及び本会・都道府県薬が定める自主基準等に違反した場合
  - ④その他、都道府県薬が「基準薬局」としての適格性に欠けると判断した場合
- (4)「基準薬局」の認定を受けた者が上記(1)、(2)または(3)により、認定が失効また取り消されたときは、可及的速やかに「基準薬局」の認定証を都道府県薬会長に返納しなくてはならない。
- (5)都道府県薬会長は、認定基準が変更された場合、その他諸般の情勢変化等を勘案し、必要に応じ「基準薬局」の総合的見直しを行うことができる。

#### 10. 「基準薬局」認定状況の報告

都道府県薬会長は、「基準薬局」認定状況を日薬会長の求めに応じて、定期的に日薬会長に報告するものとする。

#### 11. 都道府県薬における認定基準の付加

別紙1の「基準薬局」認定基準(日薬)には、地域事情を考慮し、必要な事項を都道府県薬において付加できる。

#### 12. 「基準薬局」の啓発及び広報活動

本会会長及び都道府県薬会長は国民・地域住民に対し、「基準薬局」制度の啓発・広報を積極的に行う。

#### 13. 運営協議会の設置

「基準薬局」制度の適切かつ円滑な運営を図るため、本会内に「基準薬局」制度運営協議会を設置するものとする。なお、この運営協議会の組織、運営、審議事項に関する規程は別途定める。(別紙2参照)

また、都道府県薬においても所管地域における本制度の適正かつ円滑な運営を図るため、都道府県薬の「基準薬局」制度運営協議会等を設置するものとする。(別紙3参照)

#### 14. 本要綱の制定及び改廃

本要綱の制定及び改廃は日薬理事会の承認を得るものとする。

別添：

法令等に規定される内容であるため旧認定基準から削除した項目

1. 開設者は、薬事法、薬剤師法、医療法、健康保険法等の薬事・医療関連法規及び薬局業務運営ガイドラインに従った適正な運営に努めること。
2. 開設者は、薬事法第九条の二第2項に定めるとおり、薬局の管理者が必要と認めて述べる意見を十分に尊重すること。
3. 開設者は、業務量に応じた必要な薬剤師数を確保すること。
4. 薬局の管理者は、薬局業務運営ガイドラインに従った薬局業務の適正な運営に努めるとともに、薬事法第九条に定める管理者の業務を遂行し、そのために必要と認めるときは開設者に遅滞なく意見を述べて改善を求めること。
9. 医療機関から経済的、機能的、構造的に独立しており、また医薬品製造業者及び卸業者から運営上独立したものであること。
10. 保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則第二条三に定めるとおり、健康保険事業の健全な運営の確保を図らなければならない。
26. 処方せんは薬剤師が責任をもって受け付けること。なお、処方医薬品を備蓄していないことを理由に処方せんの受け付けを拒否することは認められないことから、地域の実情に応じて必要な調剤用医薬品を備蓄すること。（以下略）
32. 適切な服薬指導を行うとともに、薬剤師法二十五条二に定めるとおり、患者等に対して、調剤した薬剤が適正に使用されるために必要な情報を提供すること。
33. 薬局の利用者等から医薬品の副作用、その他医薬品等の有効性・安全性に関する情報を積極的に収集するように努め、（中略）行政機関等を通じて安全性確保に協力すること。
38. （前略）患者等が自由に薬局を選択することができるように配慮すること。

注) 数字は旧認定基準の番号

「都道府県薬剤師会認定基準薬局」認定基準

1. 責任を持って処方せんを調剤している

- ①保険薬局の指定を受けている
- ②処方せんに基づく調剤、薬歴管理、服薬指導等を、薬剤師が適切に行っている
- ③各種公費の取扱いがある  
(薬局に取扱いを求める公費の種類は各都道府県薬剤師会で定める。)
- ④麻薬小売業者の免許を取得している
- ⑤患者の後発医薬品選択に対応できる体制を整備している

2. 医療提供施設として適切な体制を整備している

- ①地域住民・患者の需要や地域医療体制に対応できる開局時間・曜日である
- ②休日・夜間においても、必要な場合に処方せん応需や一般用医薬品等の供給を行うことができるよう、適切な措置を講じている
- ③在宅患者訪問薬剤管理指導を行う旨の届出を行っている
- ④医療の安全を確保するための体制を整備している  
(安全管理指針の整備、安全管理のための職員研修、管理者への事故報告の徹底、医薬品の安全使用のための業務手順書の整備等)
- ⑤医薬品等の適切な管理のために必要と認める試験検査を行い、特に品質に疑いのあるものについては、薬剤師会関係試験検査センター等、厚生労働大臣の登録を受けた試験検査機関を利用して積極的に試験検査を実施している
- ⑥情報収集等のためにインターネット等のIT環境を整備している
- ⑦使用済み注射針等の回収・廃棄について適切に指導を行っている
- ⑧薬局内が全面禁煙であり、たばこを販売していない

3. 医薬品の供給拠点として一般用医薬品等を販売し、その販売方法が適切である

- ①地域住民のセルフメディケーションを支援するために必要な一般用医薬品等を提供している
- ②一般用医薬品の販売に当たって、薬剤師が情報提供・相談対応を適切に行い、医師の診療・検査等が必要と判断したときは、速やかに受診勧奨を行っている
- ③一般用医薬品の陳列方法が適切であり、対面販売を原則としている
- ④名札や着衣により、薬剤師とそれ以外の者の区別が容易にできるようになっている

- ⑤購入者への情報提供・相談対応の実効性を高めるため、店舗の内外に必要な掲示を行っている
- ⑥地域の保健・医療・福祉に貢献する薬局として、国民および医療関係者の信頼を損ねることのないよう、販売姿勢に留意している
- ⑦医療機器の供給を行っている
- ⑧毒物劇物一般販売業の登録を受けている
- ⑨医薬品製造販売業の許可を受けていることが望ましい

#### 4. 地域の保健・医療・福祉に貢献している

- ①地域住民へのくすり教育等の啓発活動、薬物乱用防止活動、学校薬剤師活動、保健指導など、地域の薬事衛生、環境衛生の維持向上のために行われる各種事業に参加し、保健衛生の維持向上に貢献している
- ②薬剤師会等が実施する各種調査に報告・協力している

#### 5. 十分な知識・経験のある薬剤師が勤務している

- ①管理薬剤師は保険薬剤師として3年以上の経験がある
- ②従事する薬剤師は、日本薬剤師会の定めた「薬剤師倫理規定」を遵守している
- ③従事する薬剤師は都道府県薬剤師会等が開催する研修会に参加している

#### 6. その他

- ①薬学生の実務実習の受け入れに積極的に協力している
- ②災害時の救援活動への協力体制を整えている
- ③基準薬局である旨を薬局外側の見やすい場所に掲示している

以 上

## 別紙 2

### 基準薬局制度運営協議会規程

#### (目的)

第 1 条 この規程は、日本薬剤師会（以下「日薬」という。）において制定した「都道府県薬剤師会認定基準薬局」制度実施要綱に基づき、都道府県薬剤師会認定基準薬局制度（以下「本制度」という。）の適切かつ円滑な運営を図るため、日薬内に設置する「基準薬局制度運営協議会（以下「協議会」という。）」の組織、運営審議事項等について必要な事項を定めることを目的とする。

#### (組織)

第 2 条 協議会は、日薬理事会の議決を経て設置するものとする。

- 2 協議会は委員若干名をもって組織する。
- 3 協議会は必要に応じ小委員会を設けることができる。

#### (委員)

第 3 条 協議会の委員は、会員の中から日薬会長（以下「会長」という。）が指名し、日薬理事会の承認を経て、会長がこれを委嘱する。

- 2 協議会に、委員の互選により委員長 1 名、副委員長 1 名を置く。
- 3 委員長には、会務を総理する。委員長に事故あるときは、副委員長がこれを代理する。

#### (任期)

第 4 条 委員の任期は、これを委嘱した会長の任期に準ずるものとする。

#### (審議事項)

第 5 条 協議会は、次に掲げる事項について、会長の諮問に応じて審議答申するほか、本制度の適正な運営を図る上で必要な事項について、会長に適宜建議することができるものとする。

- (1) 基準薬局認定基準に関すること
- (2) 基準薬局に関すること
- (3) 本制度の運営等に関する都道府県薬剤師会等との連絡調整に関すること
- (4) 本制度推進に資する調査・研究及び広報に関すること
- (5) その他本制度運営に関すること



(その他)

第6条 協議会の運営等に関し本規程に定めのない事項については、適宜委員長が判断の上行うものとする。

(制定及び改廃)

第7条 本規程の制定及び改廃は、日薬理事会の承認を経て定めるものとする。

附則

本規程は、平成19年4月1日から施行する。

## 別紙 3

### (社) 岐阜県薬剤師会認定基準薬局制度運営規程

#### (目的)

第 1 条 日本薬剤師会制定「都道府県薬剤師会認定基準薬局」制度実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、（都道府県）薬剤師会が当該制度（以下「制度」という。）を円滑かつ有効に運営するために、この規程を定める。

#### (協議会の設置)

第 2 条 (社) 岐阜県薬剤師会（以下「本会」という。）に基準薬局制度運営協議会等（以下「協議会」という。）を設置する。

- 2 協議会は、(社) 岐阜県薬剤師会社会保険委員をもって組織する。
- 3 委員は、会長が指名し、委嘱する。
- 4 協議会に、委員の互選より委員長及び副委員長を置く。
- 5 委員の任期は、これを委嘱した会長の任期に準ずるものとする。
- 6 協議会には、必要により小委員会を置くことができる。

#### (協議会の審議事項)

第 3 条 協議会は次の事項を審議する。

- (1) 認定基準に関する事項
- (2) 認定申込業務に関する事項
- (3) 認定及び取消等に関する事項
- (4) 認定証交付に関する事項
- (5) 制度活用に関する事項
- (6) その他制度運営に関し必要な事項

#### (支部の協議会)

第 4 条 必要により、支部に協議会を設けるときは、第 2 条及び第 3 条に準ずる。

#### (認定基準の付加)

第 5 条 要綱の定める認定基準に付加して、本会はさらに新たな内容を定めることができる。

- 2 支部においてさらに認定基準の付加を行う場合は、本会の承認を必要とする。

(認定業務)

- 第6条 本会は、会員が開設者または管理薬剤師となっている薬局の中から、認定基準を満たし、かつ自主的に認定を希望する薬局に対し、支部長の協力のもとに「本会認定基準薬局」の認定申請を受けるものとする。
- 2 認定を受けようとする薬局は、要綱別紙様式1の認定申込書にこの認定基準確認表を添えて、所属の支部長に提出する。
  - 3 支部長は、所定記載事項を点検し、必要あるときは直接当該会員に内容の確認を行う。
  - 4 支部長は、適合と認めたときは、速やかに会長に推薦する。
  - 5 支部長において適合と判断することが困難な場合は、本会と協議して決定する。
  - 6 会長は、前項支部長の推薦に基づき、協議会で審議し、適合と認めたときは、認定証を支部長を経由して当該薬局へ交付するとともに、基準薬局名簿に登録する。

(認定の取消及び失効)

- 第7条 認定の取消及び失効は、支部長の上申に基づき、協議会の審議を経て、会長が決定する。
- 2 認定薬局が、要綱に定める認定の取消あるいは失効の要件に該当すると思われる場合は、支部長はできるだけ速やかに事実の確認を行い、しかる後当該薬局に対し当該事項の改善を要請する。
  - 3 前項の養成にも拘わらず改善の余地が見られないときは、支部長は当該薬局に対し認定の取消または失効を告げ、要綱別紙様式5の辞退届とともに認定証の返納を求め、本会へ提出する。
  - 4 当該薬局が辞退届の提出または認定証の返納を拒んだときは、その事実を付記して取消または失効を上申することができる。

(認定の更新)

- 第8条 認定の更新は、3年ごとに要綱別紙様式4により行うものとする。
- 2 更新の手続きは、認定申請に準ずる。
  - 3 途中認定者の更新期限は、初回に限り全体に合わせて短縮することができる。

(基準薬局名簿)

- 第9条 本会及び支部に基準薬局名簿を備え、申請受付・基準の適合・推薦・認定証の交付・更新・取消・失効・その他必要な事項を記録する。

(認定薬局の掲示)

第10条 本会認定基準薬局であることの掲示は、日本薬剤師会の制定するものを使用するものとする。

- 2 本会または支部が必要により、本会の承認を得て定めた標識あるいは標示以外のものを使用してはならない。

(制度の維持)

第11条 本会認定基準薬局の基準内容を維持向上するために、本会または支部長の協力のもとに、認定薬局の常態を把握するものとする。

(制度の推進)

第12条 本会は制度の普及並びに定着を図るため、会員薬局の認定登録を促進するとともに、会員の啓発と地域住民への広報活動等を行い、制度の推進に努めるものとする。

(制度の活用)

第13条 本制度の趣旨に則り、本会及び支部が本制度を運営していることについては、地域医療の推進を目的としてのみ利用または活用することができる。

(手数料)

第14条 認定業務を円滑に遂行するために、相当の手数料を徴収する。

- 2 徴収した手数料の一部を還付して、支部の業務負担にあてる。

(協議決定)

第15条 支部における制度運営に関し、支部長による判断が困難な場合は、本会と協議して決定することができる。

(例外事項の決定)

第16条 制度運営に関し、本規程に定めのない事項については、協議会の審議を経て、会長が決定する。

(制定及び改廃)

第17条 本規程の制定及び改廃は、本会理事会の議を経て決定し、日本薬剤師会に報告するものとする。

附則

本規程は、平成19年4月1日より実施する。

「別紙様式 1」

## 「岐阜県薬剤師会認定基準薬局」認定申込書

(社) 岐阜県薬剤師会  
会長 山 崎 太 様

「都道府県薬剤師会認定基準薬局」制度要項に従い、認定基準薬局表を添えて、「岐阜県薬剤師会認定基準薬局」の認定を申し込みます。

平成 年 月 日

薬局所在地 〒

電 話  
F A X

薬局名称

薬局開設者の氏名 印  
(法人にあっては法人名及び代表者の氏名)

管理薬剤師の氏名 印

注) 薬局所在地、名称、開設者氏名は薬局開設許可書のとおり記載すること。

## 認定基準確認表

平成 年 月 日

薬 局 所 在 地  
 // 名 称  
 // 開 設 者 の 氏 名 ㊟  
 // 管 理 薬 剤 師 の 氏 名 ㊟

基準区分	基準内容	確認
<b>1. 保険調剤</b>	①保険薬局の指定を受けている	
	②処方せんに基づく調剤、薬歴管理、服薬指導等を、薬剤師が適切に行っている	
	③各種公費の取扱いがある (薬局に取扱いを求める公費の種類は各都道府県薬剤師会で定める。)	
	④麻薬小売業者の免許を取得している	
	⑤患者の後発医薬品選択に対応できる体制を整備している	
<b>2. 薬局の体制整備</b>	①地域住民・患者の需要や地域医療体制に対応できる開局時間・曜日である	
	②休日・夜間においても、必要な場合に処方せん応需や一般用医薬品等の供給を行うことができるよう、適切な措置を講じている	
	③在宅患者訪問薬剤管理指導を行う旨の届出を行っている	
	④医療の安全を確保するための体制を整備している (安全管理指針の整備、安全管理のための職員研修、管理者への事故報告の徹底、医薬品の安全使用のための業務手順書の整備等)	
	⑤医薬品等の適切な管理のために必要と認める試験検査を行い、特に品質に疑いのあるものについては、薬剤師会関係試験検査センター等、厚生労働大臣の登録を受けた試験検査機関を利用して積極的に試験検査を実施している	
	⑥情報収集等のためにインターネット等のIT環境を整備している	
	⑦使用済み注射針等の回収・廃棄について適切に指導を行っている	
	⑧薬局内が全面禁煙であり、たばこを販売していない	
<b>3. 一般用医薬品等の販売</b>	①地域住民のセルフメディケーションを支援するために必要な一般用医薬品等を提供している	
	②一般用医薬品の販売に当たって、薬剤師が情報提供・相談対応を適切に行い、医師の診療・検査等が必要と判断したときは、速やかに受診勧奨を行っている	
	③一般用医薬品の陳列方法が適切であり、対面販売を原則としている	
	④名札や着衣により、薬剤師とそれ以外の者の区別が容易にできるようになっている	
	⑤購入者への情報提供・相談対応の実効性を高めるため、店舗の内外に必要な掲示を行っている	
	⑥地域の保健・医療・福祉に貢献する薬局として、国民および医療関係者の信頼を損ねることのないよう、販売姿勢に留意している	
	⑦医療機器の供給を行っている	
	⑧毒物劇物一般販売業の登録を受けている	
	⑨医薬品製造販売業の許可を受けていることが望ましい	

(注) 確認欄に、左欄の基準内容を実施している場合には、○印を記すこと。

基準区分	基準内容	確認
4. 地域貢献	①地域住民へのくすり教育等の啓発活動、薬物乱用防止活動、学校薬剤師活動、保健指導など、地域の薬事衛生、環境衛生の維持向上のために行われる各種事業に参加し、保健衛生の維持向上に貢献している	
	②薬剤師会等が実施する各種調査に報告・協力している	
5. 薬剤師	①管理薬剤師は保険薬剤師として3年以上の経験がある	
	②従事する薬剤師は、日本薬剤師会の定めた「薬剤師倫理規定」を遵守している	
	③従事する薬剤師は都道府県薬剤師会等が開催する研修会に参加している	
6. その他	①薬学生の実務実習の受け入れに積極的に協力している	
	②災害時の救援活動への協力体制を整えている	
	③基準薬局である旨を薬局外側の見やすい場所に掲示している	

(注) 確認欄に、左欄の基準内容を実施している場合には、○印を記すこと。

## 別紙様式 2-2

TEL		FAX	
休日		開局時間	
休日夜間連絡先住所		休日夜間連絡先 TEL	
保険薬剤師数	(3年以上経験者) 名	転送電話	有 ・ 無
研修認定薬剤師数	名	基準薬局サイン看板	有又は予定
服薬指導情報集	有 ・ 無	医薬品等安全性情報協力施設	有 ・ 無
薬局内全面禁煙 (たばこの販売していない)	有 (必須)	一般用医薬品販売 (別表の 2/3 以上)	有 (必須)
薬学生受入薬局	有 ・ 無	第一類医薬品の提供	有 (必須)
毒劇物一般販売業	有 (必須)	医療機器の販売供給	有 (必須)
後発医薬品の対応	有 (必須)	医薬品の安全使用のための 業務手順書 (2007.07 より)	有 (必須)
DEMへの参加	有 ・ 無	パソコン (IT 環境含む)	有 (必須)
分包機	有 ・ 無	原 爆	有 ・ 無
労 災	有 ・ 無	在宅患者訪問薬剤管理指導	有 (必須)
結 核	有 ・ 無	生活保護	有 ・ 無
身体障害者	有 ・ 無	麻 薬	有 (必須)

以上のことを確認いたします。

平成 年 月 日

保険薬局 所在地 \_\_\_\_\_

保険薬局 名 称 \_\_\_\_\_

保険薬局 開設者 \_\_\_\_\_ 印

保険薬局 管理薬剤師 \_\_\_\_\_ 印

上記保険薬局を基準薬局として推薦いたします。

平成 年 月 日

岐阜県薬剤師会 \_\_\_\_\_ 支部 \_\_\_\_\_ 支部長 \_\_\_\_\_ 印



## 参考資料

[別紙様式3]

### 「岐阜県薬剤師会認定基準薬局」認定書

薬 局 所 在 地

〃 名 称

〃 開 設 者

〔 法人にあつては、法人名  
及び代表者の氏名 〕

日本薬剤師会「都道府県薬剤師会認定基準薬局」制度実施要綱に基づき、  
上記薬局を「岐阜県薬剤師会認定基準薬局」に認定します。

平成 年 月 日

岐阜県薬剤師会

会長



[別紙様式 4]

「岐阜県薬剤師会認定基準薬局」認定更新届

岐阜県薬剤師会

会長

殿

「都道府県薬剤師会認定基準薬局」制度実施要綱に従い、認定基準確認表を添えて、平成 年 月 日付けで認定を受けた「岐阜県薬剤師会認定基準薬局」更新届を提出します。

平成 年 月 日

薬 局 所 在 地

(連絡先電話番号も記載のこと)

〃 名 称

〃 開設者の氏名

㊦

〔 法人にあつては、法人名  
及び代表者の氏名 〕

〃 管理薬剤師の氏名

㊦

「別紙様式 5」

## 「岐阜県薬剤師会認定基準薬局」認定辞退届

(社) 岐阜県薬剤師会  
会長 山 崎 太 様

平成 年 月 日付けで認定を受けた「岐阜県薬剤師会認定基準薬局」について、都合により認定を辞退致します。

平成 年 月 日

薬局所在地 〒

電 話  
F A X

薬局名称

薬局開設者の氏名 印  
(法人にあっては法人名及び代表者の氏名)

管理薬剤師の氏名 印

注) 本辞退届とともに、当該薬局に係る「岐阜県薬剤師会認定基準薬局」認定証の返納も併せて行うものとする。

「岐阜県薬剤師会認定基準薬局」認定変更届

TEL		FAX	
休日		開局時間	
休日夜間連絡先住所		休日夜間連絡先 TEL	
保険薬剤師数	(3年以上経験者) 名	転送電話	有 ・ 無
研修認定薬剤師数	名	基準薬局サイン看板	有又は予定
服薬指導情報集	有 ・ 無	医薬品等安全性情報協力施設	有 ・ 無
薬局内全面禁煙 (たばこの販売していない)	有 (必須)	一般用医薬品販売 (別表の 2/3 以上)	有 (必須)
薬学生受入薬局	有 ・ 無	第一類医薬品の提供	有 (必須)
毒劇物一般販売業	有 (必須)	医療機器の販売供給	有 (必須)
後発医薬品の対応	有 (必須)	医薬品の安全使用のための 業務手順書 (2007.07 より)	有 (必須)
DEMへの参加	有 ・ 無	パソコン (IT 環境含む)	有 (必須)
分包機	有 ・ 無	原 爆	有 ・ 無
労 災	有 ・ 無	在宅患者訪問薬剤管理指導	有 (必須)
結 核	有 ・ 無	生活保護	有 ・ 無
身体障害者	有 ・ 無	麻 薬	有 (必須)

↑ 変更のあった箇所に○をつける ↑ 平成 年 月 日

保険薬局 所在地 \_\_\_\_\_

保険薬局 名 称 \_\_\_\_\_

保険薬局 開設者 \_\_\_\_\_ 印

保険薬局 管理薬剤師 \_\_\_\_\_ 印

上記「認定基準薬局」の変更を報告いたします。

平成 年 月 日

岐阜県薬剤師会 \_\_\_\_\_ 支部 \_\_\_\_\_ 支部長 \_\_\_\_\_ 印

## 基準薬局制度の見直しに関するQ & A

### 【認定基準について】

- Q 1. 認定基準（日薬）について、必要な事項を都道府県薬剤師会において付加できるとされているが、認定基準（日薬）を削除することは認められるか。
- A. 削除することは認められない。
- Q 2. 認定基準（日薬）には、「～している。」となっている事項と、「～していることが望ましい。」となっている事項があるが、どのような違いがあるのか。
- A. 従来と同様、「～している。」は必須の事項であり、「～していることが望ましい。」は努力目標の事項である。努力目標の事項については、認定時には満たしていなくても、将来的に満たすことが明らかであれば、当該薬局を認定して差し支えない。
- Q 3. 認定基準3-①の「地域住民のセルフメディケーションを支援するために必要な一般用医薬品等を提供している」とは、具体的にどのような一般用医薬品を揃えればよいのか。
- A. 地域事情、各薬局の周囲の状況等を勘案する必要があるため、全国一律の範囲や品目数等を示すことは適当ではないと考える。別添の薬効群一覧等を参考に、地域住民のセルフメディケーションを支援するために必要な一般用医薬品等を提供されたい。

### 【運用について】

- Q 4. 現行の基準薬局を新たな認定基準に基づいて審査した結果、基準薬局から外れてしまうような場合、すぐに基準薬局でなくなってしまうのか。県薬として何らかの対応が考えられるのか。
- A. 都道府県薬剤師会において、「〇年〇月までに新認定基準を満たせば、引き続き認定する」などの経過措置的な対応を講じることは差し支えない。

### 【施行時期について】

- Q 5. 新たな基準薬局制度は平成 19 年 4 月 1 日施行となっているが、都道府県薬剤師会の更新時期に併せての施行でもよいか。
- A. 各都道府県薬剤師会の更新時期や、現行の各基準薬局の認定更新時期に併せての施行で差し支えない。

### 【看板の取扱いについて】

- Q 6. 現行の基準薬局を新たな認定基準に基づいて審査した結果、基準薬局から外れてしまった場合、当該薬局に既に設置されている基準薬局の看板はどうするのか。
- A. 当該薬局に取り外してもらうようお願いされたい。

Q 7. 全国統一の標識サイン看板以外に、都道府県薬剤師会が独自に看板、シールまたはステッカーなどを作製することは認められるか。

A. 本会指定の標識サイン看板以外に、都道府県薬剤師会が独自に看板等を作製する場合は事前に本会宛てに照会されたい。また、作製に当たっては、本会が意匠登録しているマーク（オレンジ地に青十字）と同一のマークを用いられたい。なお、各薬局が独自に類似する看板を作製することは認められない。

#### 【その他】

Q 8. 平成 19 年 4 月から各都道府県で段階的に開始される「薬局機能情報公表制度」との関係はどのように考えるべきか。

A. 薬局機能情報公表制度では、「厚生労働省が定めた事項以外の情報であっても、都道府県が独自に入手し、公表することは差し支えない」とされている。したがって、各都道府県薬剤師会におかれては、「都道府県薬剤師会が認定した基準薬局であること」を薬局機能情報公表制度の一項目に加えるよう、都道府県に対して積極的に提案されたい。

Q 9. 基準薬局の名簿を公表することは構わないか。

A. 基準薬局の名簿については、都道府県薬剤師会ホームページ等を通じて積極的に公表されたい。

以 上

薬効群	No	製品群
総合感冒薬・解熱鎮痛薬	1	かぜ薬(内用)
	2	解熱鎮痛薬
精神神経用薬	3	催眠鎮静薬
	4	眠気防止薬
	5	鎮暈薬(乗物酔防止薬等)
	6	小児鎮静薬(小児五疳薬等)
	7	H2受容体拮抗剤含有薬
消化器官用薬	8	制酸薬
	9	健胃薬
	10	整腸薬
	11	消化薬
	12	制酸・健胃・消化・整腸を2以上標榜するもの
	13	胃腸鎮痛鎮けい薬
	14	止瀉薬
	15	瀉下薬(下剤)
	16	浣腸薬
	17	駆虫薬
循環器・血液用薬	18	強心薬(セソ含有製剤等)
	19	血管補強薬
	20	動脈硬化用薬(リノール酸、レシチン主薬製剤等)
	21	貧血用薬
呼吸器用薬	22	鎮咳去痰薬
	23	含嗽薬(うがい薬)、トローチ、外用のかぜ薬(例:のどスプレー)等
泌尿生殖器官及び肛門用薬	24	内用痔疾用薬
	25	外用痔疾用薬
滋養強壮保健薬	26	その他の泌尿生殖器官及び肛門用薬
	27	ビタミンA主薬製剤
	28	ビタミンD主薬製剤
	29	ビタミンE主薬製剤
	30	ビタミンB主薬製剤
	31	ビタミンC主薬製剤
	32	ビタミンB、B6、B12主薬製剤
	33	ビタミン含有保健薬(ビタミン剤等)
	34	カルシウム主薬製剤
	35	タンパク・アミノ酸主薬製剤
36	生薬主薬製剤	
37	薬用酒	
女性用薬	38	婦人薬
アレルギー用薬	39	抗ヒスタミン薬主薬製剤
外皮用薬	40	殺菌消毒薬(特殊絆創膏を含む)
	41	しもやけ・あかぎれ用薬
	42	化膿性疾患用薬
	43	鎮痛・鎮痒・収れん・消炎薬(パップ剤を含む)
	44	みずむし・たむし用薬
	45	皮膚軟化薬(吸出しを含む)
	46	毛髪用薬(発毛・養毛、ふけ、かゆみ止め用薬等)
眼科用薬	47	一般点眼薬
	48	抗菌性点眼薬
	49	アレルギー用点眼薬
	50	人工涙液
	51	コンタクトレンズ装着液
	52	洗眼薬
耳鼻科用薬	53	鼻炎用内服薬
	54	鼻炎用点鼻薬
	55	点耳薬
歯科口腔用薬	56	口内炎・歯槽膿漏用薬
禁煙補助剤	57	禁煙補助剤
漢方製剤	58	漢方製剤
公衆衛生用薬	59	消毒薬(例:塩化ベンザルコニウム)
	60	殺虫薬(あたまシラミ駆除剤など)
一般用検査薬	61	一般用検査薬(尿糖・尿タンパク)
	62	一般用検査薬(妊娠検査)